

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年11月9日

横浜市契約事務受任者
栄区長 堀口 和美

- 1 契約の概要
機械ボーリング、標準貫入試験、土質試験
- 2 履行(納品)場所
横浜市栄区公田町742番地11地先から742番地44地先まで
- 3 契約日
令和5年8月2日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年8月2日から令和5年10月31日まで
- 5 契約金額
4,642,000円(うち取引に係る消費税額422,000円)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市戸塚区汲沢町13番2
株式会社北海ボーリング 代表取締役 横尾 厚志
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
斜面(民地)の崩落に伴い道路の一部が欠落し早急な応急復旧が必要となり、応急復旧の工法選定や斜面(民地)の安定性を判断するため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市地質調査業協会と協議し、協会会員であり隣接区に所在し早急な調査に対応できる(株)北海ボーリングを契約の相手方として選定しました。
- 9 所管課
横浜市栄区栄土木事務所